

薬剤管理指導料における医師同意と院内運用

当院では「すべての患者を薬剤指導の対象」とする包括承認を行い、患者ごとの医師同意は省略します。



実施内容

薬剤師が薬剤管理指導記録に基づき、患者または患者の家族等に、直接服薬指導・服薬支援・薬学的管理指導を実施。



算定の基本

医師の同意を得て実施した場合に算定。
算定は週1回に限る。



医師同意の扱い

病院全体の取り決めとして、医師がすべての入院患者を薬剤指導の対象とあらかじめ承認していれば、患者ごとの同意は省略可。

院内運用フロー

1  対象患者
原則全患者



2  包括承認
医師による
個別同意省略



3  薬剤師が指導
記録に基づき
実施



本人や家族から同意が得られない場合、または拒否の申し出があった場合等、一部診療科は除きます。また、薬剤管理指導が不要な患者さんや、説明時期の調整が必要な患者さんは、薬剤部へご連絡ください。